



平成21年5月21日

各 位

会社名 サクサホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉岡 正紀  
(コード番号 6675 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 島田 俊治  
(TEL. 03-5791-5511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月21日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」について、平成21年6月26日開催予定の当社第6回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当企業グループの事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に定める事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、当社が発行する普通株式が電子化されたことから、株券の発行について定めた現行定款第7条を削るとともに、現行定款第8条以降の条数を各1条ずつ順次繰り上げるほか、現行定款第9条ないし第11条について所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿の事務に関しては1年間の時限の扱いであるため、附則として所要の規定を設けるものであります。
- (3) 現行の附則につきましては、既に規定の目的を達し、現在では不要となりましたのでこれを削るものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

(下線は変更箇所であります。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 (1) 次に掲げる機械器具、その部品・付属関連機器および周辺装置の製造および販売 ① 電気・電子通信機器、情報通信機器 ② 計数器、測定器など各種電気・電子計測機器 ③ 自動制御装置、自動販売機、運賃等自動收受機、電気・電子制御機器 ④ 音響機器、事務用機器、印刷機器、家庭用電気・電子機器 ⑤ 生産システム自動化機器 ⑥ 医療用具、医療用機械器具 (新 設) (新 設) (新 設) ⑦ 半導体、プリント配線板	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 (1) 次に掲げる機械器具、その部品・付属関連機器および周辺装置の製造および販売 ① 電気・電子通信機器、情報通信機器 ② 計数器、測定器など各種電気・電子計測機器 ③ 自動制御装置、自動販売機、運賃等自動收受機、電気・電子制御機器 ④ 音響機器、事務用機器、印刷機器、家庭用電気・電子機器 ⑤ 生産システム自動化機器 ⑥ 医療および福祉用機械器具 <u>⑦ 産業用機器</u> <u>⑧ 防犯関連機器、火災報知機関連機器、音響警報機器</u> <u>⑨ 電源関連機器、光信号機器</u> <u>⑩ 半導体、プリント配線板</u>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(2) ↳ (条文省略)	(2) ↳ (現行どおり)
(17) 2. (条文省略)	(17) 2. (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u>	
<u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 る)
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
<u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u>	(単元株式数)
第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。
2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについては、この限りでない。	(削 る)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) ↳ (条文省略)	(1) ↳ (現行どおり)
(3)	(3)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
2. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	2. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
第12条	第11条
↳ (条文省略)	↳ (現行どおり)
第36条	第35条
附 則	附 則
<u>(経過措置)</u>	
第1条 第1条の変更については、平成19年10月1日をもって効力を生じるものとする。	(削 る)
(新 設)	
	第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
	第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。
(新 設)	

以 上